

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年 7月 24日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府乙訓郡宇治市大山崎町小字小泉1番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日立マクセルエナジー株式会社 代表取締役 取締役社長 岡藤 雅夫 電話 075 - 956 - 4141					
主たる業種	蓄電池製造業	細分類番号				2 9 5 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	高エネルギー効率ユーティリティ設備の導入、生産工程の効率化等の省エネ対策を推進し、平成27年度にCO2排出量を平成2年度比18%削減する。						
計画を推進するための体制	事業部長をトップとするエネルギー管理の推進体制を定め、施設管理部門長を会長とする地球温暖化防止部会を設置し、ISO14001環境推進活動の中で地球温暖化防止計画を策定し、毎月の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	17,241.1 トン	19,681.4 トン			14.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	15,084.3 トン	19,681.4 トン			30.5 パーセント	
実績に対する自己評価		23年度は、基準年度から生産高が18%増加した。また節電の為に都市ガスを優先して使用したので、都市ガス使用量は基準年度3,882(千m ³)から23年度は5,153(千m ³)へと33%も増加した。その結果、CO2排出量は増加した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (内生産高G円)	569.88	557.16			-2.23 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		23年度は、基準年度から生産高は17%増加した。分母の増加によって原単位当たりの温室効果ガス排出量は2.23%削減する事ができた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		121.0 セント	121.0 セント				
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	老朽化した変圧器の更新や、設備縮小による変圧器統合を行って電力損失を低減して、CO2排出量を削減した。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	JR山崎駅、阪急大山崎駅と会社との間で送迎バスを運行。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	日立グループでの共同運行でもあり、効果が高いため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ごみゼロ運動参加 (大山崎町主催)、花いっぱい運動 (大山崎小学校等で年4回実施)、手作り乾電池教室 (小学校への出前授業等で今年度4回実施)、ワクワク体験 (大山崎小学校4年生職場体験実施)、乙訓2市1町先生研修会開催など						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。